

双葉町・大熊町・富岡町における避難指示区域の解除について

令和2年1月17日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、双葉町において設定された避難指示解除準備区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

また、双葉町・大熊町・富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成30年12月21日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

（1）双葉町

- ①町内の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和2年3月4日午前0時に行う。

（2）大熊町

- ①町内の帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和2年3月5日午前0時に行う。

（3）富岡町

- ①町内の帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和2年3月10日午前6時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考1参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考2参照。

2. 本決定を踏まえ、双葉町・大熊町・富岡町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上